

JINS MEME 法人利用規約

第1条 本規約の適用範囲について

本規約は、当社と貴社との間で締結される JINS MEME の売買契約に適用されます。

第2条 本規約等の遵守

貴社は、本規約および当社が別途定める条件に従うものとします。

第3条 売買契約の成立

- 1 貴社及び当社間における個々の売買契約は、当社からの見積書の受領後、貴社が売買対象の JINS MEME（以下「対象商品」という）の品名、数量、売買代金、納期等を記載した発注書を当社に対して発行し、当社がそれに応諾の意思表示を発した時に成立するものとします。
- 2 当社が、貴社の発注書を受領した後、貴社に対して電子メールにてその旨をお知らせする場合がありますが、これをもって売買契約の成立とするものではありません。
- 3 当社は、いかなる理由であれ、見積書を再発行しません。

第4条 最高発注数量、割引率、代金の支払い

- 1 1回の発注につき、最高発注数量は 200 個とします。
- 2 購入数量に応じた売買代金の割引率は、以下のとおりとします。

購入数量	割引率
1 個から 49 個まで	なし
50 個から 99 個まで	7%
100 個から 200 個まで	10%

- 3 貴社は、当社から発行される請求書の発行日が属する月の翌月末日までに対象商品の売買代金及びこれに対する消費税等相当額を当社の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。振込手数料は、貴社の負担とします。
- 4 当社は、貴社に対して、納入等にかかる費用（納入費用、搬入費用を含みますが、これらに限りません。）を、当社の基準に従い請求することができるものとします。この場合、貴社は、当該納入等にかかる費用を対象商品の売買代金と共に前項に定める支払い方法にて、当社に対して支払うものとします。

第5条 納入

- 1 対象商品の納入場所は、貴社の事業所とします。ただし、貴社が貴社の事業所以外の場合を納入場所とした場合は、当社にその旨を要求することができ、当社がこれを承諾した場合、対象商品の納入場所が、貴社指定場所とされるものとします。なお、納入場所は、日本国内に限るものとします。

- 2 万一、対象商品の納入が遅延し、又はそのおそれがある場合、当社は、速やかにその旨を貴社に通知するものとし、善後策を貴社と協議するものとします。ただし、天災地変等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により、納入が遅延し、又は不能となった場合、当社は、その責任を負わないものとします。
- 3 貴社は、当社より納入された対象商品を直ちに検査するものとし、万一、数量の過不足がある場合又は当社の責めに帰すべき外観上の汚損、破損その他売買契約の内容への不適合がある場合には、納入後 7 日以内に書面にて当社に通知するものとします。当該期間内に貴社より当該通知を受けた場合に限り、当社は、対象商品の再納入、代品の納入など、当社の裁量により、これに対する措置を取るものとします。
- 4 対象商品の所有権は、売買代金の支払完了と同時に当社から貴社に移転し、対象商品の滅失等についての危険負担は、第 1 項に基づく納入時に貴社に移転するものとします。
- 5 貴社は、当社の書面による承諾なく、対象商品を返品することはできないものとします。

第 6 条 販売対象

- 1 貴社は、対象商品が原則として日本国内向け仕様であり、日本国外での使用等に必要な許認可・認証等が得られていないこと、また対象商品について、日本国外において当社による保証等が行われないことをここに異議なく承諾します。
- 2 貴社は、当社の事前の書面承諾を得ることなく、自ら又は第三者等を通じ、対象商品を輸出しないものとします。

第 7 条 禁止事項

貴社は、以下の行為を行ってはならず、かつ第三者に行わせてはならないものとします。

- ・ 当社の事前の書面による承諾なく、対象商品に改造を加え、また第三者に改造を加えさせる行為
- ・ 対象商品に品質・性能若しくは安全性に影響を及ぼす改造を加え、また第三者に改造を加えさせる行為
- ・ 当社の事前の書面による承諾なく、対象商品に付された表示を変更、消去又は隠蔽する行為
- ・ 対象商品に誤解を招くような表示（製造元について誤解を招くような表示を含みますが、これに限りません。）を付す行為
- ・ 売買契約の履行に支障をきたすおそれのある行為
- ・ 当社又は第三者に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為
- ・ 当社又は第三者の商標権、著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為
- ・ 対象商品を転売する行為
- ・ 本規約その他当社が定めた条件に違反する行為
- ・ 公序良俗に反する行為その他法令に違反する行為、またはそれらのおそれのある行為

- ・ その他、当社が不適当と判断する行為

第8条 契約の解除について

- 1 当社は、貴社が次の各号の一に該当したときは、何らの催告なしに、貴社に対して書面をもって通知することにより、売買契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 自ら振り出し又は引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、あるいは電子記録債権の使用停止を受けたとき
 - (2) 第三者より強制執行、公租公課等の滞納処分、担保権の実行としての競売等があったとき
 - (3) 破産手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき
 - (4) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (5) 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、解散又は合併の決議をしたとき
 - (6) 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- 2 当社は、貴社が本規約又は売買契約に違反し、相当期間内にこれが是正されないときは、貴社に書面をもって通知することにより、売買契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 3 当社は、次の各号の一に該当する場合は、売買契約を解除することができるものとします。
 - (1) 対象商品が品切れとなった場合
 - (2) 当社の責めに帰さない事由により、対象商品を納入できない場合
- 4 貴社は、売買契約が解除された場合、本規約及び売買契約において、当社に対して有する債務につき期限の利益を喪失するものとします。

第9条 対象商品の保証について

当社は、別途当社が定める基準に従い、対象商品について保証します。

第10条 秘密情報及び個人情報について

- 1 貴社は、本規約及び売買契約の履行においてやりとりされた当社の事業上及び営業上の情報を第三者に漏洩しないものとし、本規約及び売買契約の履行以外の目的で使用してはならないものとします。
- 2 当社は、貴社から受領した個人情報を当社のプライバシーポリシー (<https://jins-meme.github.io/jinsmeme-platform/doc/privacy.html>) に基づき、取り扱うものとします。

第11条 免責事項について

- 1 当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、売買契約に関して貴社又は第三者等に損害が発生しても、一切の責任を負いません。
- 2 売買契約、対象商品の使用等により、第三者に損害が発生した場合には、貴社は、自己の責任により解決するものとし、当社になんらの損害・負担を与えないよう適切な措置を講じなければならないものとします。

第12条 お問い合わせ窓口

売買契約、対象商品に関する問い合わせがある場合、貴社は、JINS MEME/JINS ASSIST
カスタマーサポートセンター: jins-assist-support@jins.com 宛てに連絡します。

第13条 反社会的勢力の排除について

- 1 貴社は、自己（役員を含みます。）が反社会的勢力（暴力団を含みますがこれに限らず、また団体、個人を問いません。）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、又は交際しないことを約するものとします。
- 2 当社は、貴社が前項に違反し、又はそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちに売買契約を解除することができるものとします。この場合、貴社は、当社に一切の損害賠償請求をしないことに同意するものとします。

第14条 その他

- 1 当社から貴社への連絡方法は、e-mail によるものとします。
- 2 売買契約に関する一切の争訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3 当社は、貴社が本規約若しくは売買契約に違反し又は貴社の責めに帰すべき事由により当社に損害が生じた場合は、貴社に対して当該損害の賠償を請求することができるものとします。

以上